

第七回第一次道會會議錄

一 日期 禮紀四十六年六月三十日上午十時四十分

一 場所 慶尚北道道會理事堂

一 司會 議長 鄭載元

一 出席議員 在席之十一名 由 四十一名

欠席議員 十一名

甲 周鶴 人 金 奄漢 李 運河

崔翰德 朴 南錫 人 金 恩錫

姜皓錫 山佳泳斗 香籍甫

林電彖 金相道 徐正均

嚴自均

出席公務員

內務局長 衛生事業局長 地方課長

畜政課長 商工課長

上午十時四十分 議長第七回第一次本議會

開議事宣言

會議錄通過

邦源在人金在權 朴潤夏各議員呈呈其書會  
議錄修正要請外以只三日

一 報告事項

1. 糧穀特配要請外任 (莫陽郡)

2. 兄山江流水障害物除去外任 (葛州郡)

3. 永浦道路安治橋補修工事實施外任 (葛州郡)

4. 安原邑斗流果山溜池妨礙的圍外任 (葛州郡)

5. 九魯浦大浦圍造設開設的圍外任 (迎日郡)

6. 查陵舊路修築外任 (查陵郡)

7. 查陵舊路修築外任 (查陵郡)

8. 南民救濟對策的圍外任 (葛州郡)

9. 將案卷移送外洋

10. 決案之液和苦同案卷所關之律(或律部)

11. 大和布南印地帶都審計書及對陳情外件

12. 陳情書移送外洋

13. 附陳案件提出之關連律部

許 查該員實具可查陵郡關係陳情書自已

開會廳聽之可對社處理與否已報出口外

外之西士清之誠長。且其第之同本全

誠之社程社討誠社員之陳情書由內容

可程社社員二部出身誠員出席社員

詳詢社口答。其社員之社員上程社外

在傳說明

呈對以下在傳說明

金花杖減員之呈請之去被太統部關係之建議書之回答以外之其他關係要點之回答  
以外理由外道知事之對建議之減員之答復江後部場  
向題處理狀況之回答之否  
此外亦呈請連及以外之回答之否  
此外亦呈請連及以外之回答之否  
此外亦呈請連及以外之回答之否

一、緊急勸告關係件

徐敬勸告關係件  
呈請連及以外之回答之否  
呈請連及以外之回答之否  
呈請連及以外之回答之否

局 建設部의 一級行政의 支障이 어긋나고...  
一級 警察... 同等의 刑罰召集保衛...  
當然 警察... 再請三請이 이루어진...  
警察... 13

入主... 國家超非... 當然...  
出 征 征 部 이 되어... 征 部...  
이 大部分의... 征 部...  
征 部... 當然... 13

徐 敏 珠... 職 員...  
大部分의... 職 員...  
... 職 員... 13

一 總幹受可莫大於支障是也 糖業部五〇八本之

緊急決議補充說明の旨の如く

決議を公表決の附記結果

在席三十九名中可五名不口十八名是

未決に及再表決の附記結果

在席三十九名中可四名否三十三名口〇三

~~未決に及再表決の附記結果~~

一 檀紀四八六年度慶尚北道歳入歳出追加更正

4. 2000年10月20日付

内務局長 呈呈 呈呈 呈呈 呈呈 概而說明

の旨の如く

數碼的記術

陳述的實業部 發言言이 있은日

依許 忠誠員으로부지 至今內務局長說明에

農務課의 實業部 發言言이 있은日

權京何議員으로부지 第一回追加預算案

之上程說明說明에 各條別 案本

說明에 各條別 案本에 各條別 案本

予算案은 七月三日까지 條例는 七月四일까지

該層各科目의 實業課에 予算案을

算案決定委員會에 用附記에 條例는

務委員會에 呈呈了記에 決定算案에 附記에

上程說明은 是記에 今被會期에 是記에

是記에 是記에 是記에 是記에



延長部は先効減の再清三清の只効減  
可成り効減日

人全在權減員は且計附減案件由未提出

附減案件は本減會程附外分租の用

早辭時は且計附減案件は且計附減案件

人全自漢減員は且計十日加外処理部は且

因難部は且計會期は且計延長部は且計

この日

権東河減員は且計下計莫然部は且計會期延

會期延

受之困難有以會期之已短縮不足意時四種  
推想的主要會期是已短縮不足意時一節  
免說明之理由

十日以上是短之原因

人重夜叔職員之早日計上程現之案件是這理由  
分期之計定會期之理由  
形之休會部及之理由  
完意見之理由

會期延長之理由  
休會期間

討論之理由  
討論之理由

理由  
理由

金重漢議員之呈請開會期也七月十日以前  
延長補外之改選可再請三請時必可改選  
咸宜耳也

改選之表決可附延結與在席三呈各中  
可十七名不日一名之呈未決到只五日

改選之表決可附延結果在席三呈各中  
可十七名不日一名之呈未決到只五日

改選之呈請可附延改選只五日未決到只五日

呈請開會期也

再表決の附託結果

在席三六名中可三三名否二名  
改決可決の旨

全席

議

是日休会七日

外に改決の旨に表決の附託結果

在席三六名中可五名否二名

未決の旨に在席三六名中可三三名否二名

七日の旨に休会七日に改決の旨に表決の

附託結果に在席三六名中可三三名

否二名に是改決可決の旨に

一、慶尚北道家畜衛生試驗條例(案) 慶尚北道

家畜衛生試驗條例(案) 徵收條例(案) 依此

中央准則(案) 依此(案) 依此(案) 內務部

典報林部(案) 見解(案) 異(案) 其送

送知事(案) 外通(案) 知事(案) 知事(案) 通(案)

只(案) 只(案) 只(案) 只(案) 只(案) 只(案)

只(案) 只(案) 只(案) 只(案) 只(案) 只(案)

一、慶尚北道特産品檢查及發售條例(案) 改正以

特産品檢查及發售條例(案) 改正以

特産品檢查及發售條例(案) 改正以

意... 德... 道... 人... 善...  
... 補... 助... 善... 德... 功...  
... 說明... 已... 了... 口...

朝鮮王...  
... 臣... 等... 謹... 啟...

金... 衡... 說... 乃... 是... 其... 計... 間... 某... 部... 可... 之... 生... 立... 生...  
... 補... 工... 部... 外... 已... 了... 口... 外... 高... 工... 部... 外...  
... 是... 其... 計... 間... 某... 部... 可... 之... 生... 立... 生...  
... 補... 工... 部... 外... 已... 了... 口... 外... 高... 工... 部... 外...  
... 是... 其... 計... 間... 某... 部... 可... 之... 生... 立... 生...  
... 補... 工... 部... 外... 已... 了... 口... 外... 高... 工... 部... 外...

一 各種陳情書處理時關於...  
... 說明...

裁長... 是... 其... 計... 間... 某... 部... 可... 之... 生... 立... 生...  
... 補... 工... 部... 外... 已... 了... 口... 外... 高... 工... 部... 外...

此五... 處理方法... 財賦... 宣... 日... 日...

東...

詳... 該職員... 尚... 郡... 後... 租... 場... 開... 係...

陳... 情... 書... 言... 在... 會... 議... 上... 程... 如... 此... 一... 決... 三... 四... 日...

人... 會... 表... 有... 議... 事... 是... 其... 計... 該... 會... 田... 租... 如... 何... 一... 定... 由...

議... 決... 於... 此... 日... 內... 否... 該... 會... 之... 議... 程... 應... 如... 何... 其... 處... 理... 應...

言... 口... 外... 此... 日... 內... 否... 該... 會... 之... 議... 程... 應... 如... 何... 其... 處... 理... 應...

金... 元... 衡... 該... 員... 是... 是... 其... 計... 曲... 原... 村... 同... 意... 應... 由... 其... 他... 部... 門... 之... 外...

對... 策... 外... 核... 會... 員... 者... 如... 何... 楚... 口... 代... 表... 董... 光... 瑞... 人... 會... 是... 否... 已... 能...

再... 也... 此... 等... 議... 案... 應... 否... 宜... 於... 此... 次... 廢... 止... 該... 案... 二... 元... 工... 價... 日...

則... 固... 收... 則... 亦... 宜... 省... 等... 之... 計... 其... 中... 必... 有... 其... 他... 之... 計... 也...

肥料... 之...  
水... 之...  
開... 戶... 亦... 宜...

8.

等是産業局長の所長に對する報告書

癸言日イ...

...

金庫職員の...

配付したる...

為人徴收したる...

市中に實情の...

イ...

...

許志誠員の...

拉致者に...

適切に措置...

二名が...



朴陶夏說曰。是日。中。唐。忠。可。對。在。對。英。女。况。  
 言。忠。外。說。矣。言。曰。可。中。料。取。是。周。誠。易。是。日。中。  
 韓。子。配。付。狀。說。王。兼。知。自。言。韓。子。矣。言。曰。可。

產。業。局。受。答。并。如。左。如。右。  
 同。業。局。可。言。忠。可。矣。矣。亦。果。亦。之。情。報。  
 言。曰。直。水。言。忠。可。矣。矣。亦。果。亦。之。情。報。  
 與。善。也。農。民。言。忠。可。矣。矣。亦。果。亦。之。情。報。  
 努力。也。可。矣。代。用。燃。料。信。用。是。是。也。如。力。也。  
 如。力。也。可。矣。代。用。燃。料。信。用。是。是。也。如。力。也。  
 如。力。也。可。矣。代。用。燃。料。信。用。是。是。也。如。力。也。  
 如。力。也。可。矣。代。用。燃。料。信。用。是。是。也。如。力。也。

한국의사상이 서양에서 들어온 것이라 생각하면 안 된다

서양에서 들어온 것이 아니라 우리 고유의 사상이다

이것은 바로 우리 고유의 사상이다

이것이 바로 우리 고유의 사상이다

우리 고유의 사상은 무엇인가

우리는 우리 고유의 사상을 찾아야 한다

우리는 우리 고유의 사상을 찾아야 한다

우리 고유의 사상

우리는 우리 고유의 사상을 찾아야 한다

우리는 우리 고유의 사상을 찾아야 한다

우리는 우리 고유의 사상을 찾아야 한다

減長 鄭 裁 元  
減員 人 在 河 復  
" 金 裁 海  
報 子 崔 益 敬